

## 第24号議案

府中市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

府中市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する必要があるため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第3項の規定に基づき、提出するものであります。

## 府中市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり府中市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

### 1 指定する郵便局の名称及び所在地

- (1) 武蔵府中郵便局  
府中市寿町1丁目7番地
- (2) 府中紅葉丘郵便局  
府中市紅葉丘3丁目37番地の2
- (3) 府中車返団地内郵便局  
府中市白糸台5丁目25番地の1
- (4) 府中栄町郵便局  
府中市栄町2丁目10番地の12
- (5) 府中中河原郵便局  
府中市住吉町2丁目11番地の11
- (6) 府中西府町郵便局  
府中市西府町3丁目13番地の1

### 2 指定する郵便局において取り扱う事務

次に掲げる府中市の事務

- (1) 法第2条第8号に規定する個人番号カードの交付の申請の受付に関する事務
- (2) 法第2条第9号に規定する本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡等に関する事務

### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、指定期間満

了の3か月前までに、市及び日本郵便株式会社が合意した場合に限り、当該指定期間を更に1年延長することとし、以後も同様とする。